

ミルの政治思想における「市民」と「参加」をめぐる問題

榎 本 直 樹

はじめに

『自由論』の中で、J・S・ミル（以下ミル）が危害原理を提示し、個人の自由を擁護したことは周知である。つまり、生活及び行為を個人の領域と社会の領域とに区別し、個人にのみ直接かわる事柄においては、他人に危害を及ぼさないという制限の下で、個人は、いわば主権者として自由にふるまうことができる。それに対し『代議制統治論』（以下『統治論』）でミルは、社会の領域、すなわち公的生活における自由を強調している。ミルはその自由を、政治的な文脈の中で、個人が市民として公的決定の場で意見を表明することのできる自由として重視し、市民がそれを行使するという形で、そうした決定に積極的

に参加することを求めている。こうした「参加」に関する視点は、これまであまり焦点が当てられてこなかったが、ミルの考える意味での「自由な社会」の実現にとって不可欠なものであると思われる。ただ、これら著作の間で、ミルの市民社会及び市民が参加することに対する態度は異なっているようにも見える。『統治論』において、自由な社会の実現にとって市民の参加が欠かせないと主張する反面、『自由論』の随所に見られるのは、「多数者の専制」の議論にはじまる、どちらかと言うと、参加に対する悲観的、否定的な態度である。

そこで本稿では、ミルの政治及び社会に関する言説の中で参加を擁護する主張に注目し、ミルが「参加」、つまり「市民が参加すること」をどのような営みとして考え、それによって何がもたらされると考えたのか、そして参加の擁護と危害原理と

の關係といった、ミルの参加の議論が抱えるいくつかの問題について考えたい。

一 市民の参加

ミルの「参加」に対する立場を理解するために、まず市民の存在に注目する。市民が政治あるいは公的な事柄に参加するという営みは、それらが他人とのかかわりを含む以上、社会に対する責任ないし義務という問題が生じる。例えば、ミルは『自由論』の中で、社会の中で生活しているという事実が、各人に一定の義務（行為原則）を課すとして「相互の利益を侵害しないこと」と「社会あるいはその成員を危害や妨害から護るために必要な労働と犠牲の分担を引き受けること」の二つをあげている（OL26）。ただ、ミルが市民をそうした義務を担うだけの存在としてみなしていたかという点、そうではない。『統治論』の中でミルは、それらの義務について「彼が参加し、また、もしそれらが悪いと思えば、公然と異議を唱え、自ら活発に變更に努力することが、彼にまかされている」（RG41）と言っている。つまり、市民には自らに課される義務をはじめとする、自他の利益にかかわる公的な決定に参加し、意見を表明する自由（⁽²⁾）があると言うのである。以上から、市民の参加は、個人にのみかわる問題ではなく、一方で義務の問題として、他方でも自由（公的文脈における自由）の問題として理解することができ

る。

さて、公共的な職務を引き受けるにせよ、公的決定にかかわるにせよ、ミルは市民が実際に参加することが望ましいと考えている。なぜか。その理由としてまずあげられるのが、参加のもつ「保護的」機能にある。ミルは『統治論』で「各人は、彼自身の権利と利益の唯一の守護者である」（RG40）と言っている。つまり、あらゆる人の利益は、自らが参加し、自身の力によって保護される（ないがしろにされるのを防ぐ）というのである。

また、ミルがこの機能よりも重視するのが、参加のもつ「教育的」機能、とりわけ市民の知的部分に対してよりも道德的部分に対して与えられる利益である。

「知的部分に対してだけではなく」なお一層有益なことは、私人としての市民がまれにではあっても公的職務に参加することによって与えられる教訓の道德的な部分である。彼はそれに従事している時に、彼自身のものではない諸利益を秤量すること、相争う主張がある場合には彼の私的な依怙（⁽³⁾）ではない規則によって導かれること、また共通善を存在理由とする原理や原則をつねに適用することを、求められる。そして、彼は、……自らを公共の一人と感じるように、また彼らの利益はなんでも自分の利益だと感じるようににされる（RG42）。括弧内補足は引用者による。

この引用に続けてミルは、トクヴィル同様、公的参加を「公共精神の学校」に喩え、そうした参加が知性や感情を陶冶し、私利を離れた「公共への同一化」という非利己的な感情⁽¹⁾を促進すると議論する。引用中の「私人としての市民」とは、当時社会的にも政治的にも力を持ち始めたイギリスの下層中産階級であるが、ミルはそうした人びとの状態を「あらゆる重要な実際の問題について、情報もなく利害関心のないまま」(RC400)、もしくは私的労働に従事し、私利利害に縛られた思考と感情の枠組みから抜け出せていない、と考えている。それゆえ、アテナイの市民裁判官や市民会議などの慣行を例に、彼らに公的義務を課すことが必要であり、それをこなす中で市民が「他人と協同で何かを行うこと」、「他人や社会の利害、他人と共有する善について考えること」を学ぶと考えたのである。ただ、ミルがこの教育機能から引きだそうとしているのは、義務への服従ではなく市民の自発性や積極性である。実際、ミルの著作を見ても、そうした義務を市民が遂行しないからといって即強制しなればならない、とは考えていないようである。例えば『自由論』で、教育を念頭に置きつつ「強制によるだけでなく確信を抱かせ説得することによって」(OL277)と言うように、一方的に義務を課すというよりは、社会の側では義務を義務として要求しつつ、市民各人がその義務を理解し、引き受け、自ら公共精神を陶冶する、そういうプロセスに期待しているように思える。では、そのような自発性や積極性はどのようにして引

き出されるのか。これに対しミルは「感情を養うのは行為である」(RC501)と答えている。つまりミルにとって重要なのは、市民がまずは実際に参加してみることであり、その考えの核にあるのは、参加を通して市民が変わる、ということであった、とひとまず言えるであろう。

二 参加に対する二つの態度

だが、われわれは「市民の参加」に対するミルの評価、あるいは賛美をそのまま受け入れてしまっているのだろうか。Zakariasは『統治論』における民主主義的な参加の議論と『自由論』におけるそれとの間にある緊張関係を問題とし、ミルが公的参加のもつ恩恵についてしばしば懐疑的であった、と指摘している⁽³⁾。確かに『自由論』を読むと、多数者、世論、そして感情の専制といった語が随所に見られ、全体としてそこに漂っているのは、民衆に対する悲観的な空気である。ミルの見た当時のイギリス社会は、政治的には民主主義の進展、経済的には商業文明の発展に伴う、順応主義の高まりと受動的な性格の蔓延、さらには私的な利害追求にのみ没頭する人びとの姿であった。そしてミルはそうした人びとによる専制によって、個人が大眾の中に埋没し無意義になっていくこと、さらには人間の本性が弱められ消滅させられてしまうということを、絶えず危惧していた。ミルはこうした事態について次のように言っ

いる。

支配者としてであれ、同胞市民としてであれ、自分の意見や好みを他人に行爲の規則として押しつけようとする人間の性向は、人間本性に付随するある種の最も善い感情と最も悪い感情によって、強力に支えられているために、權力をなくする以外、どんな手段によってもこれを抑制することはほとんどできない。そうしない。(OL227)。

こうした傾向の増大は、市民が政治や公的な事柄にかかわるようになり、社会の中で力をもつようになった、いわば参加の弊害と考えられる。ミルがとりわけ警戒しているのは、そうした順応が、単に世間や集団の規範に対する受動的な黙認としてではなく、それらに対する不同意や相違を抑圧する欲求として働くことにある。また、同様の考えは「無誤謬性の仮定」に関する言及にも現れている。「無誤謬性の仮定」とは、ある学説を絶対的なものとして確信することではなく、「他人にかわつて問題の決定を引き受け、彼らには反対の立場の言い分をきくことを許さぬことである」(OL234)。強調は原文イタリック。つまり、異なる意見を受け入れず議論を閉じること、また、他人を支配する欲求として働くということが問題なのである。ミルはこうした不寛容を当時の民主主義の根深い傾向とみなしている。このことをふまえただけでも、市民の参加に対して、ミル

がかなり否定的な態度を示していることは確かである。一方に集団としての市民(大衆)の参加があり、他方で個々人としての市民の参加の議論がある。ミルは前者に対して否定的な態度を、後者に対して楽観的な態度を示している。こうした態度の違いをどのように理解すればいいのだろうか。

まず、この参加に対する態度の違いは、ミルに帰せられるというよりも、民主主義そのものの二つの義性、また民主主義という言葉のもつ多義性かつ曖昧性に帰せられるのかもしれない。ミルは民衆による統治としての民主主義を「すべての市民の平等」(RG238)として考えているが、そのことが同時に多数者の意志となることがありうるのである。この点についてミルは、トクヴィルに関する著作の書評の中で、諸条件の平等が平等の自由ではなく平等の隷従を生み出す危険がある、という彼の指摘に同意している。そしてこの後者の意味で、ミルは現状の社会に対して否定的な態度をとっている。だが、まさにその現状から諸制度が作り上げられなければならないともミルは考えている。例えば、「統治論」の中でミルは、政治機構が「普通の人びとによって」(RG376)、また「現在あるとおりの人間のために、あるいは彼らが急速にそうなる人間のために作られなければならない」(RG416)と言っており、先の書評でも「統制のよくとれた民主主義と統制の悪い民主主義との選択の余地は、われわれにまだ残されており、人類の将来の福祉は、そのことにかかっている」⁽⁴⁾とも言っている。

こうした言及から考えると、確かにミルは、現状の社会の中に多数存在する参加の弊害を憂慮している。また現状の社会を形作っている人びととミルの考える市民像とが大きく異なるため、そうした人びとに対する評価が参加に対する評価の違いとして現れているように見える。しかしながら、そうした普通の人びとこそが社会、つまり公的な決定にかかわり、社会を改善していく必要性を強調していることを考慮するならば、市民の参加について、ミルが態度を変えているわけではないと思われる。

三 参加に対する二つの動機づけ

ここまでの議論で、「参加」に対するミルの評価は明らかになった。ミルによれば、市民が実際に政治あるいは公的な事柄に参加することが望ましく、また、そうした参加を「学校」に喩えたことから明らかなように、公共精神を身につけた市民を想定している。では、ミルはそれをどのようにして身につけさせようとしたのだろうか。またその時、ミルは何を念頭に置いて参加という事柄を考えているのだろうか。この点を考えるにあたり「仕組み」と「自己陶冶」という二つの側面から考える。

1 仕組み

まず、ミルは『統治論』二章で「すぐれた統治形態の基準」について論じている。ミルが統治形態や諸制度について考える際、その根本にあるのは、それらが「人間によってなされる行為からなる」(RC390)ということである。ミルが積極的に参加を呼びかける理由もここにあり、また統治や政治的諸制度について考える際に、その共同社会の諸構成員の「道徳的・知的・活動的な、種々の望ましい資質を、それらの制度がどれだけ促進する傾向にあるかということ」(RC390)が第一の問題となる。ただ、ミルが考えているように、社会(制度)が人間によって作られ、また人びとの資質が重要な意味をもつてくるとしても、それらが作られたものである限り、良くも悪くにもなるはずである。では、ミルはこの望ましい資質を促進するために、また悪くなる可能性を減らすために、何が不可欠であると考えているのだろうか。

この点については、『自由論』における「人は、自分の誤りを討論と経験によって改めることができる」(OL231)という言及が参考になるだろう。義務として要求した参加の形態が何であれ、ミルが市民に期待したのは、単にその義務に服従することではなく、自ら考え、意見を主張することである。ただ、ミルによれば、人は誤りを犯さないわけではなく、根拠もなく自らの主張を絶対視するならば、それはミルが批判した無誤謬性を仮定することになってしまう。それゆえ、ミルは参加の中

で、市民が自身の意見の根拠をすすんで吟味し修正すること、また受け入れられている意見に対して疑いを表明することができなければならない、と考えている。つまり自らの意見を公的な吟味に晒すような、そうした自由な討論が必要だと考えているのである。では、ミルはそうした他人とのかかわりにどのような教育効果をみたのだろうか。この点についてミルは、ある人の判断が、どのようにして信頼に足るものとなるのか、と問いかけ、次のように答えている。

彼が、彼の意見や行為への批判にいつでも心を開いていたからである、彼に対して、いわれうるすべての反対意見を傾聴し、その正当な部分すべてから利益を得て、自分自身に対してまた必要な時には他人にも、その誤りの誤っている点を説明することを、彼の習慣としてきたからである。また、人がある問題の全体を知ることにくらかでも近づきうるのは、あらゆる多様な意見の持ち主たちによってその問題についていわれうることをすべて聞き、あらゆる性格の精神によって見られうるすべての見方を研究することによってのみなのだ、と彼が感じてきたからである (O1232)。

このようにミルは他人との自由な討論を通して、市民が自らの意見の根拠を確実なものとするだけでなく、相手の意見を聞

き、相手の立場を想像する習慣を身につけることによって、利己的な考えや感情から抜け出すことができる、と考えている。

こうした習慣は、公共善についてよく考え、公共的な動機から行動することといった、ミルが参加によって市民に身につけさせようとした公共精神とも結びつく。ミルが言うように、市民が公共的な動機から行動し、お互いを結びつけるような目的によって、自己の行動を導く習慣と能力がなければ「自由な政体の運営も維持不可能である」(O1306)。ミルは公共精神を身につけさせるために公的な義務や参加の制度が必要であると考えたが、それらは「自由で開かれた討論」が保証され、それによって支えられなければならないのである。

では、そうした制度や自由で開かれた討論のような他人とのかかわりがあれば、公共精神は根づくのだろうか。この点について、ミルは別の箇所ですべて「あらゆる意見のもつ党派的な傾向は、自由な討論によって矯正されるものではなく、しばしばそれによって強められ悪化させられるものである」(O1237)と言っているように、それだけでは不完全である。公共精神をどのようにして根づかせるのかについては制度的な側面とは別に自己陶冶という側面が考えられなければならないと思われる。

2 自己陶冶

ミルは、先述の制度的側面によって、市民が公的な関心をもち、社会全般の利益を尊重するのに必要な知的道徳的資質を身

につけていくというのとは別に、その中で市民が自ら公共精神を身につけた存在へと自己陶冶していくという側面を重視していると思われる。換言すると、ミルは公共精神を陶冶する義務を市民が自ら担うことを要求している。ミルが自由な社会にとって不可欠であると考えた公共精神の核にあるのは「公共への同一化」という非利己的な感情^①だが、そうした感情から行為する存在へと自ら陶冶するという問題は、性格形成の問題とも重なる。この人間が非利己的な動機から行為する性格を自分自身で形成でき、その形成過程に主体的にかかわりうるかどうかということは、青年時代のミルにとって大きな問題であった。当時、ミルが問題にしたのは、オーウェン主義が展開した環境決定論である。それは、すべての人間の欲求や行為は性格やそれに先行する環境によって決定されるので人間は為すことに對して責任をもつことはできず、主体的にかかわることもできないと言う。こうした主張に対しミルは、『論理学体系』の中で、行為と環境の因果関係を認めつつも、環境決定論者が必然性、つまり行為や性格が環境によって決定されるという際の必然性という語を誤解していると反論する。つまり、その必然性は、単なる「継起の斉一性」であり、決して「抵抗不可能性」を意味するのではなく、そこに人間の関与を認めないというものではない。ミルによれば、人間の性格は「彼の環境（……）によって形成され」、その「彼自身の欲求も、それらの環境の一つであり、その影響は決して最小のものではない」。それゆえ

「もし、意志するならば、自分自身の性格を形成することができ」（Steno、強調は原文イタリック）と言うのである。

では、この意志は何かから生じるのか。ミルは、内的な経験から生じる性格形成を促す願望や感情からだと言明する（Steno）。つまり、劣等な精神の持ち主が、優秀な人物と接触することによって、現状の性格に苦痛を感じ、よりよい性格へと陶冶しようとするように、そうした願望を根拠とし、われわれが望むならば、自分自身の性格を修正できるといふ感情（道徳的自由の感情）、すなわち性格形成の意志をもつと主張するのである。^②こうしてミルは、人間が因果性に拘束されながらも、自らの性格から行為する主体へ、そして望ましいと自らが考える性格へと自己陶冶しうる存在であるという確信を得たと言える。この確信は、例えば『統治論』における「学校は、学生と共に教師も前提としているのであり、その授業が有効かどうかは、それが劣等な精神を優秀な精神と接触させるかどうか、大いに依存する」（Steno）という言葉及にも現れている。つまりミルは、参加による市民の変化に期待をよせている。ただ、そのような感受性が働くことを無条件に期待してよいかどうか、また、その自己陶冶が社会にとってよりよい方向（公共精神を身につける方向）に陶冶するという保証があるかは疑問である。だが、それゆえミルは、先述の公的義務を伴う仕組みや他人とのかかわりも視野に入れているのである。再度、ミルの参加について考えるならば、そうした制度的側面があるにせよ、ミル

が市民の自己の内面的な完成を重視していることは確かである。ミルは参加を「精神的・道徳的卓越を行使するためのアーリーナの一つ」とみなし、そうした完成にむけたプロセスとして参加を捉えていると言える。

四 参加にかかわる二つの義務

以上の議論をふまえると、ミルは市民として知的・道徳的にかなり優れた人を念頭においており、市民はさまざまな能力だけでなく、反省的で、利他的な態度を身につけていると言える。だが、そのように優れた、ある意味、有徳な人間になることを求めたミルの参加論に問題はないのだろうか。ミルに対してよくエリート主義であるという批判がなされるが、単に理想の市民像を押しつけているということになるのだろうか。また、そもそも、さまざまな義務を課すことは、ミルが主張する危害原理と対立しないのだろうか。

これらの疑問に共通しているのは参加と義務との関係、とりわけ参加において公的義務というよりは「公共精神を陶冶する義務」及び「自己陶冶の義務」を課せられること、また、それらを担うよう求められることへの違和感であるだろう。この違和感ないし批判を考える前に、ミルがそもそも「義務」をどのように考えているのかについて見ておきたい。ミルは『功利主義論』五章で、義務とは「人に強要してよいもの」であり「人

に強要してよいと思わないものを義務とは呼ばない」(Utilitarianism, 強調は原文イタリック)と言いい、処罰によって強要されてよいということがその本質にあると言う。つまり義務とは、社会の干渉が正当化されるものであり、道徳の領域に属する行為であると言える。では先の「自己陶冶の義務」も、それを果たさなければ何らかの処罰を受けるということになるのだろうか。ミルは義務の説明の少し後で、適切な表現ではないと断りを入れつつも、二種類の義務、すなわち「完全な拘束力をもつ義務」と「不完全な拘束力をもつ義務」とを区別している(Utilitarianism)。前者は「一人またはそれ以上の人間にその義務と対応する権利をもたせるような義務」(強調は原文イタリック)である。また、後者は「行為そのものは拘束的であるが、それを行ういっさいの機会がわれわれの自由な選択にまかされている」義務であり、例として慈善や恩恵などを挙げている。ただミルにとって、後者の義務は、厳密な意味において、義務とは言えない。確かにそうした行為は他人とかかわり、何らかの影響を及ぼすかもしれないが、他人の権利を侵害するとはまでは言えず、あくまでそれをするかどうかの判断はその本人が下すものと考えているからである。ミルは「自由論」で、二つの義務の関係を「他人に対する義務」と「自分自身に対する義務」という表現で次のように説明している。

自分自身に対する義務と呼ばれているものは、その場の状

況上、同時にそれが他人に対する義務となるのではないかぎり、社会的に義務的なものではない。自分自身に対する義務ということばは、それが思慮分別以上のものを意味するときには、自尊あるいは自己発展を意味する。そしてこれらのどれについても、個人は、彼の同胞に対して責任があるわけではない。(OL276)。

この義務に関する議論を参加という問題に置きかえると、参加には社会的な義務としての側面と自尊、自己発展としての側面という二つがあることがわかる。義務が問題となる領域、つまり道徳の領域を二つに分けるといふ発想は「ベンサム論」の中にも見られ、道徳が人間の「外的行為の規制に関する」部分と「自己教育、すなわち自ら自分の性情と意志とを訓練する」部分とからなる、とミルは言っている⁽⁹⁾。ただ、自己発展が個人の領域の問題であり、義務ではないということならば、すぐに理解可能であるが、参加はあくまでも社会の領域の問題である。われわれはこの義務をどのように考えればよいのだろうか。

この点を考えるにあたり、ミルが『論理学体系』六巻において示した「生活の技術 Art of Life」を参照する (Staple 56)。「生活の技術」とは、行為や行為のあり方を評価する三つの価値原理である。それには「道徳」、「慎慮・政策」、「審美」という三部門があり、人間の行為や仕事における「正しさ」、「便宜」、「美」または「高貴さ」を問題とする。つまり、ある行為

が正か不正か、行為者自身の幸福の増大に役立つかどうか、行為者自身の性格が高貴かどうかという三つの基準から評価されるというのである⁽¹⁰⁾。もし自己発展が個人にのみかわる事柄であるならば「慎慮」という部門に入り「便宜」が問題となるが、今問題となっている自己発展、つまり自分自身に対する義務は、他人へのかかわりないしその影響が視野に入ることを考えると、完全に個人の領域に収まるものではない。では「道徳」の部門の問題かというところでもない。ミルが強調してもよいと考える義務は完全な拘束力をもつ義務、すなわち他人に対する義務のみである。以上をふまえると、ミルにとって自己発展、つまり自分自身に対する義務は、社会の領域に含まれながらも個人の自由な裁量に任される部分にかかわるもので、それは「慎慮」だけでなく「審美」の部門にもまたがり、「美」ないし「高貴さ」の点からも評価されることになる。ミルの「完全な拘束力をもつ義務」と「不完全な拘束力をもつ義務」との区別は、こうした評価の枠組みといくらも重なるものと言える。ミルは社会の領域にかかわるような事柄を、市民が完全な義務というよりは自らの義務として引き受け、また自ら行おうとする能力を、社会が強制するというよりは、他人とのかかわりの中で、自由な選択によって身につけることに期待している。それはミルが「自由な社会」に不可欠と考えた公共精神の核をなす能力であり、参加によってもたらされると考えたものであった。

五 参加をめぐるいくつかの問題

さて、あらためて前章であげた疑問について考えよう。まず、市民に対してさまざまな義務を課すことがミルの危害原理と対立しないのか、という点については「しない」と答えてよいであろう。ミルは公的な義務として、選挙、陪審員、地方自治への参加などをあげているが、これらは社会の領域の問題であり、かつ自他の利害が問題となるので、社会の側で義務を課すことに問題は生じない。また、「公共精神を陶冶する義務」に関しても、確かに社会の領域にかかわる問題ではあるが、それを陶冶するかどうか、そうした義務を引き受けるかどうかは、あくまで個人の裁量に任せられ、個人の目的として理解されるものである。それゆえ、社会の干渉が問題にはならないと言える。

次に、ミルがエリート主義なのかという点については、ミルが市民の自己陶冶を主張することで何を問題にしているのか、という点に注目する。先に性格形成について触れたが、人間の行為における因果法則の影響を認めるミルにとって、性格は行為の原因にあたり、個々の行為に一定の方向づけを与える。性格についてミルは「欲求と衝動が自分自身のものである人、自分自身の育成によって発展させられてきた本性のあらわれが、彼自身の欲求と衝動になっている人は、性格をもつ」(OL264)と言っており、他の人びとの伝統や慣習ではなく、

その人自身の性格が行為の規則になっている人のことを「個性」をもつ人と呼んでいる。ミルが当時の社会に対し憂慮しているのは、性格や個性の素材となる欲求や衝動がそもそも生じにくくなっているという事態である。ミルは随所で活動的な性格、精力的な性格の望ましきについて触れ、また知的、道徳的資質と並んで活動的な資質を重視している。なぜなら、そうした性格は「怠惰で無感覚な性格よりもつねに多くの善をうみだしうる」(OL263)からである。こうしたミルの主張とこれまで検討してきた市民の問題と重ね合わせるならば、理想的な市民の問題は個性の発展の問題でもあり、そこで考えられている「個性」は、ミルにとって何ら特別なものではなく、誰もが手にしうるものと言える。それゆえ、ミルに対しエリート主義という批判はあたらず、また『自由論』の主要な論点が「意見と行動の多様性」及び「性格の多様性」であることを考慮するならば、ミルがある特定の理想的市民像を押しつけているということにもならないと思われる。

おわりに

ただ、こうしたミルの主張に問題がないわけではない。ミルは、当時の社会に見られた専制傾向の中で埋もれた市民の陶冶の可能性を、一方で個人の自由を確保し、他方で他人とのかわりを通して、また義務を課すことによって掘り起こし、伸ば

そうとした。そこには、参加によって市民が変わりうるというミルの確信がある。ただ、社会の仕組みや他人とのかわりを視野に入れたとしても、自分自身に対する義務として課された自己陶冶が個人の裁量に任されている限り、市民が参加した後、ミルが期待するよう変わるかどうかは微妙である。それはあくまでも可能性にすぎないと言えそうである。ミルは「感情を養うのは行為である」と言うが、それで行為の動機として十分なのかどうかという点については、今後の課題としたい。

注

ミルの引用はトレント大学版全集 (CW と表記) から行い、主な著作は以下の略号と頁数により本文中に、論文等は脚注にて示す。訳出にあたり『自由論』『功利主義論』は中央公論社版、『代議制統治論』は水田訳、『論理学体系』は大関訳を参照したが適宜変更をした。

RG: *Consideration on Representative Government*, 1861.

OL: *On Liberty*, 1859.

UT: *Utilitarianism*, 1863.

SL: *A System of Logic*, 1843.

(1) ミルが「市民」をどのような存在として考えているのかについて、詳しくは以下を参照。なお、本稿の主題である「参加」について考えるためには、その主体としての市民についても言及する必要がある、一部内容が重なっていることをあらかじめ断っておく。

拙稿「J・S・ミルにおける市民の陶冶と公的参加」(『待兼山論叢』哲学篇第四二号、大阪大学文学研究科、二〇〇八年)。

(2) 関口正司「ミルの政治思想——『自由論』と『代議政治論』を中心に」(『J・S・ミル研究』御茶の水書房一九九二年所収)を参照。

(3) Zakaras は、参加に対して否定的なミルの主張を「順応的民主主義 Conformist Democracy」、積極的な主張を「推論的民主主義 Discursive Democracy」と区別し、ミルがこの区別をせざるうろろしていることを主張し、ミルの民主主義論の要が「参加」ではなく「個性」概念にあるとしている。

A. Zakaras, John Stuart Mill, Individuality, and Participatory Democracy, in N. Urbani and A. Zakaras ed. *J. S. Mill's Political Thought: A Bicentennial Reassessment*, Cambridge, 2007.

(4) Mill, *De Tocqueville on Democracy in America* [I], 1835, CW18 p. 56.

(5) またミルは「統治論」の中で次のように言っている。「個人が、不十分な保護の状態についての配慮や懸念から解放されるならば、彼の諸能力は、自分及び他人の状態の改良のための新たな努力に、自由に使用される。他方で同じ原因は、……他の人びとへの親切と友愛の全感情と社会の全般的福祉への正しい関心を促進するのである」(RG386)。

(6) 「精神の危機」、またミルが抱いた環境決定論への不安については、Mill, *Autobiography*, CW1, Ch. 5 を参照。

(7) 性格形成、自己陶冶の可能性については、先述の拙稿を参照。

(8) cf. W. Donner, John Stuart Mill on Education and Democracy, in N. Urbinati and A. Zakaras ed. *Ibid.*

(9) Mill, Bentham, 1838, CW10, p. 98.

(10) 関口正司『自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー』(みすず書房、一九八九年) 三七三—三七五頁を参照。

(かしもと なおき・大阪大学)